

平成27年度「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(三次公募)」よくあるご質問と回答

《事業概要について》

No	区分	質問	回答
17	事業実施スキーム	トプランナー機器を導入する場合、複数年度継続事業としての申請は認められるか。	通常トプランナー機器を導入するにあたり、長期間を有するものと想定されていないため、認められません。 トプランナー機器を製造する設備であれば、認められる可能性があります。
18	事業実施スキーム	元金均等返済が要件となっているが、返済間隔に規定はあるのか。	原則、最大6か月とさせていただきます。
19	事業実施スキーム	固定金利の元金均等返済とあるが、利子補給期間終了後の一括返済などは認められないのか。	融資期間全体にわたって、固定金利で元金均等返済である必要があります。

《申請方法について》

20	申請手続き	申請手続きの流れを教えてください。	10/30までに交付申請を行っていただき、交付決定後、融資の実行と事業を開始してください。 事業経費の支払いと実績報告は、平成28年2月10日(単位期間Ⅱの実績報告期限)までに完了させてください。 ※三次公募では、単位期間Ⅰは利子補給金の申請対象期間とはなりません。 その後、審査が終了し利子補給金の支払いが確定しましたら、確定通知をお送りしますので、支払請求書を、平成28年3月10日までに提出してください。
21	申請手続き	交付決定までどれくらいかかるのか。	公募締め切り後、おおよそ1か月程度お時間を頂く予定です。
22	書類の提出方法	どのように申請すればよいのか。	本事業は、指定金融機関が代行して申請する形式となっておりますので、指定金融機関に御相談ください。
23	交付申請時提出書類一覧	継続融資に関しては、毎年度交付申請を行わなければいけないのか。	継続融資分として、毎年度申請を行っていただく必要があります。
24	審査及び交付決定	交付決定はどのように通知されるのか。 事業者名などは公開されるのか。	指定金融機関を経由し、申請者に通知します。なお、事業者名などの公表の予定はありません。
25	その他留意事項	どこから出ている補助金なのか。	管轄は、経済産業省 資源エネルギー庁です。
26	その他留意事項	融資の契約はしていないが、工事等については既に契約をしているが、申請可能か。	27年度新規融資となる利子補給対象事業については、工事等についても交付決定後に契約を交わしていただくことが要件になっておりますので、契約済みの場合は申請いただけません。
27	その他留意事項	他の補助金との併用は可能か。	財源を国庫とする補助金との併用はできません。その他の補助金については、ご検討中の補助金執行団体にお問い合わせいただき、ご判断ください。 ただし、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできませんので、ご注意ください。
28	その他留意事項	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との併用は可能か。	異なる設備を対象とするのであれば可能ですが、同じ設備を対象として、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金と利子補給の両方に申請していただくことはできません。
29	その他留意事項	エネルギー原単位とは何か。	エネルギー使用量と密接に関わりのある指標あたりの年間エネルギー量のことです。 例えば、商品を製造している工場であれば、製造するための設備の年間エネルギー使用量を生産物の数量で除した値が、生産物がない事務所であれば、照明や空調など年間エネルギー使用量を床面積で除した値が、それぞれエネルギー原単位となります。
30	その他留意事項	原油換算とは何か。	エネルギー量を原油量に換算するとどれくらいになるのかを示すことです。 例えば、電力量であれば単位がワット時(Wh)、ガス量であればリューベ(m ³)のように単位が異なるため、エネルギー量の比較ができないので、原油(kl)であればどれくらいに相当するのか計算することで、比較ができるようになります。このための計算を原油換算と言います。
31	その他留意事項	原油換算はどのようにするのか。	電気やガス等のエネルギーごとに、熱量(ギガジュール(GJ))に置き換える場合の換算係数が決まっており、この換算係数をかけることで、GJ単位の数値に置き換えます。 その熱量(GJ)に置き換えた数値を合算し、原油の熱量(GJ)で割り戻すことで、原油換量が出ます。